

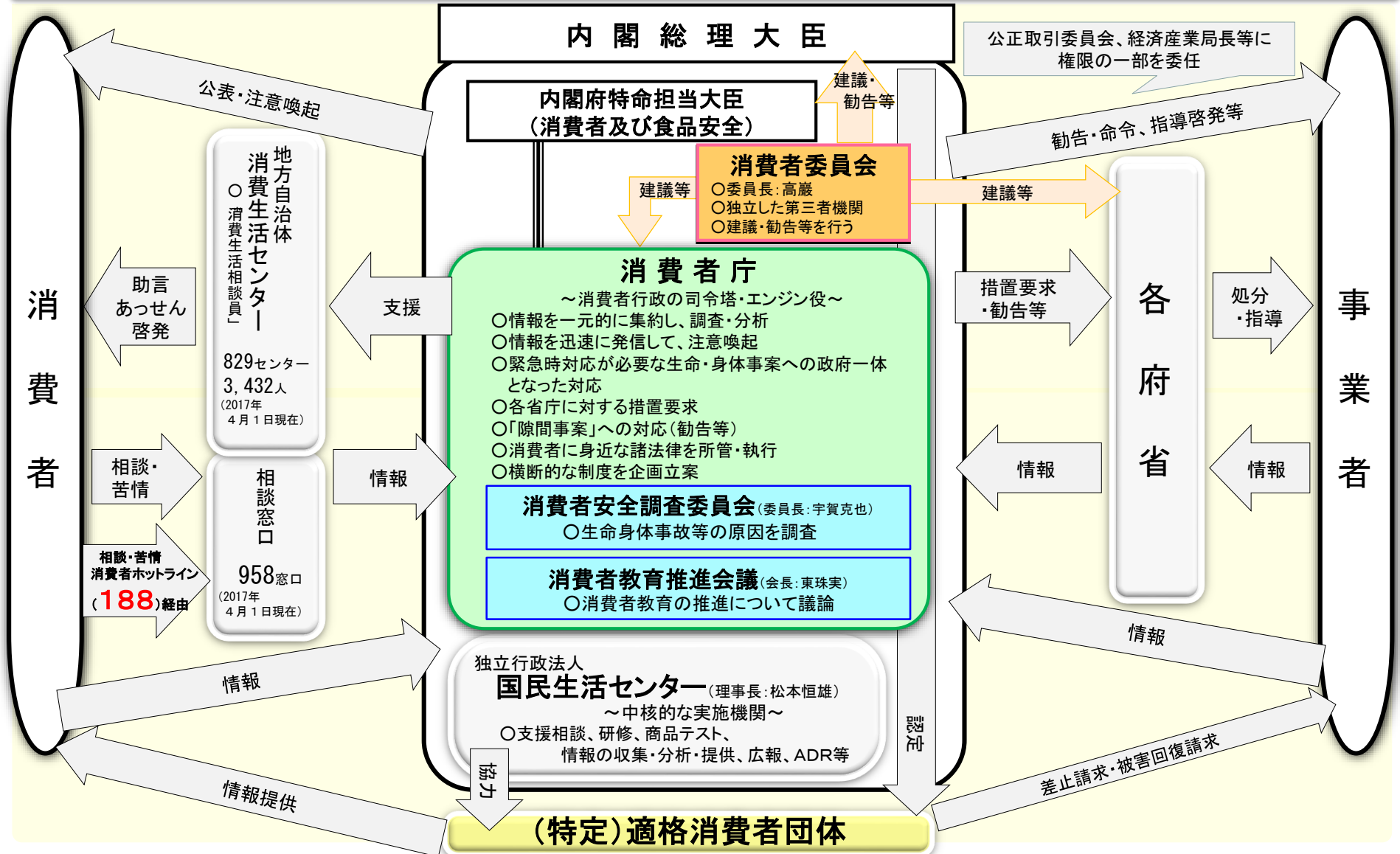
消費者庁の概要

- 1 消費者行政の体制**
- 2 消費者庁の組織**
- 3 消費者庁の機能・業務（概要）**
- 4 消費者の安全・安心暮らし戦略2018-19**
- 5 消費者庁の予算・定員**

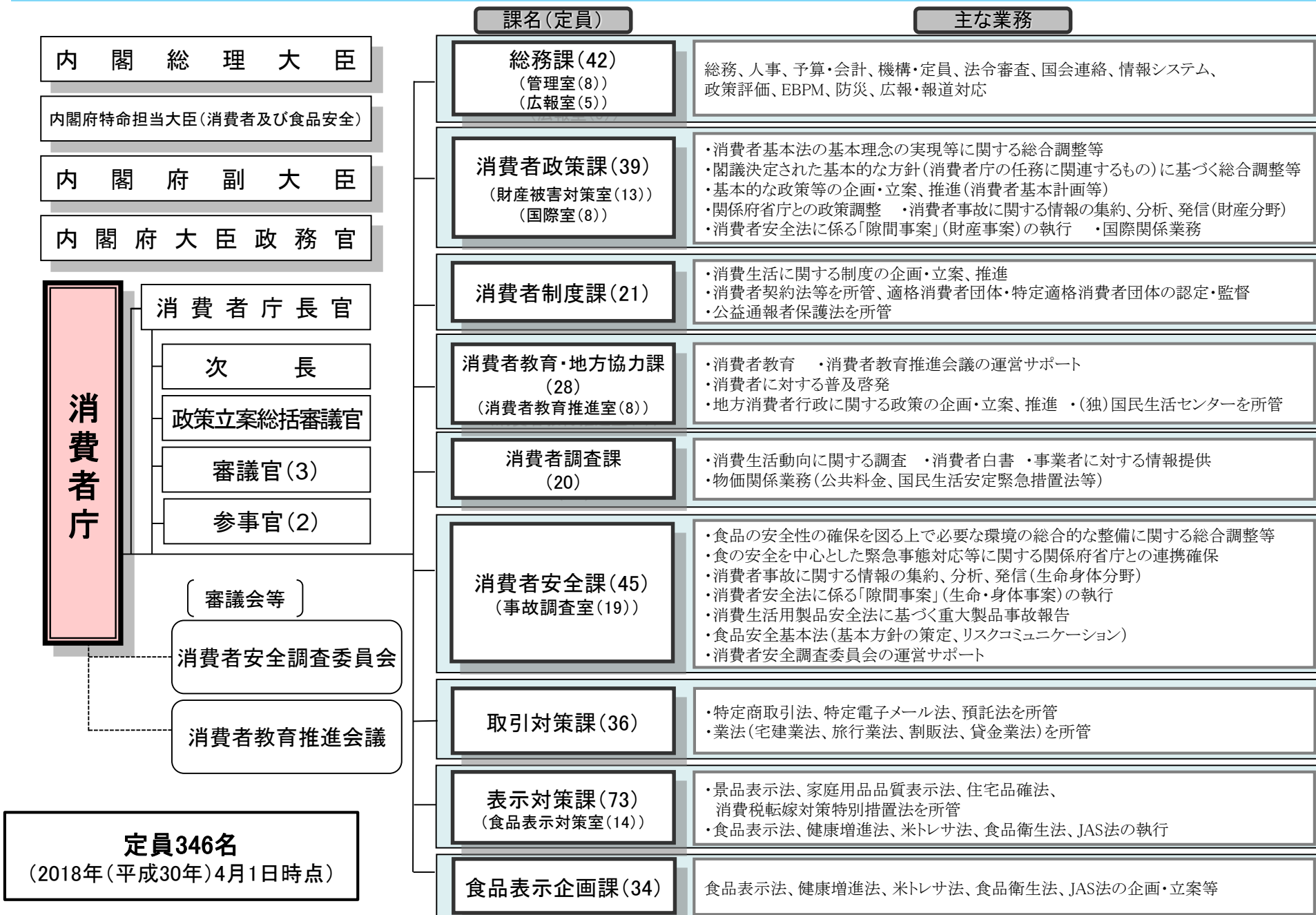
1. 消費者行政の体制

○過去、各府省庁縦割りの仕組みの下、産業振興の間接的、派生的テーマとして、消費者行政が行われる中、悪質商法・偽装表示等の被害を受ける消費者が続出し、製品や食品による不慮の消費者事故も表面化

○こうした社会状況を踏まえ、消費者行政の「司令塔」「エンジン役」として、2009年(平成21年)9月1日に消費者庁が発足



2. 消費者庁の組織



3. 消費者庁の機能・業務（概要）

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）のサポート

国会対応

- 国会答弁（消費者特委、他省庁委員会）
- 与野党の部会・調査会、国対等ヒアリング
- 法案、施策、予算等の説明

司令塔機能

- 事業者を縦割りで所管する各省庁が行う消費者行政をとりまとめる司令塔となる
（経産省、厚労省、農水省、国交省、総務省、金融庁等）
- 消費者基本計画（閣議決定）の策定・改定に関する関係省庁等との調整、進捗状況の確認
- 個別事案についての、関係省庁への対応要請（措置要求）や関係省庁と連携した注意喚起

危機管理

- 緊急対応が必要な生命身体の安全に係る重大事案が発生した場合の対応
 - ・官邸との迅速な調整
 - ・関係省庁（閣僚レベル、局長レベル）会議を開催
 - ・情報共有と対応方針の検討・決定

<例>中国産冷凍餃子事件、アクリフーズ事件、廃棄食品不正流通事件

制度整備

- 法律、政令、内閣府令の策定・改正やガイドラインの策定など

法執行

- 関係省庁の各地方支分部局等（経産省、公取委、農水省等）との役割分担と連携により法執行
- 消費者庁は全国規模の活動を行う事業者を担当
- 特定商取引法、預託法、景品表示法、食品表示法、消費者安全法等に基づき、行政処分（課徴金賦課を含む）、行政指導等を行う

事業推進・調査等

- 地方消費者行政のバックアップ、活性化
- 消費者事故に関する情報の集約、分析、発信
- 消費者教育の普及、推進
- 消費生活動向に関する調査

消費者の安全・安心な暮らしのための重点施策2018-19

経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)

消費者の安全・安心を確保するため、成年年齢引下げを見据えた未成年への消費者教育の強化や高齢者等の見守りネットワーク構築、内部通報制度に係る認証制度の導入による事業者のガバナンスの強化、HACCPに沿った衛生管理の推進等による食の安全の確保、遺伝子組換え食品の表示基準等の充実を進めるとともに、食品ロスの削減に向け、国、地方自治体、事業者、消費者などの様々な関係者が連携した国民運動の推進やICT活用等による民間企業の取組の促進等を図

第196回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成30年1月22日)

成人年齢を十八歳に引き下げの中で、消費者契約法を改正し、若者などを狙った悪質商法の被害を防ぎます。

「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現に向け、

1. 政策課題に対応した消費者行政を充実・強化するとともに、
2. SDGsの推進や、
3. 生命身体の安全・安心の確保、
4. 消費者庁の体制基盤の整備等、
を行う。

1.政策課題に対応した消費者行政の充実・強化

(1)消費者行政体制の強化

- ① 地方消費者行政の充実・強化
- ② 消費者行政新未来創造プロジェクトの推進(プロジェクトの成果の全国展開、基礎的調査研究の推進等)
- ③ 新たな消費者問題への対応(仮想通貨、ギャンブル等依存症対策等)
- ④ 食品表示制度の推進・普及に向けた取組強化
- ⑤ 物価関連対策の着実な実施(消費税増税の円滑な実施等)

(2)若年者・高齢者等の安全・安心の確保

- ① 成年年齢引下げに向けた若年者への消費者教育の推進
- ② 高齢者の見守りネットワーク構築の推進
- ③ 訪日外国人6千万人時代に向けた消費生活相談体制整備

(3)法執行機能の強化

- ① 確実な法執行・制度運用のための体制の維持・強化
- ② 公益通報者保護制度の実効性向上のための体制整備
- ③ 悪質事案に係る確実な被害回復の取組(特定適格消費者団体による消費者の被害回復等)

2.SDGsの推進(持続可能な消費の推進、国際化への対応等)

- ① 消費者被害防止等のための国際連携強化
- ② 食品ロスの削減に係る取組の一層の推進
- ③ 消費者志向経営の推進

3.生命身体の安全・安心の確保

- ① 事故情報の収集及び類型化等による分析の深化
- ② 子どもや高齢者の事故防止に係る注意喚起・情報提供の充実による消費者に対する発信力の強化
- ③ 地方公共団体等によるリスクコミュニケーションの実施支援や科学的根拠に乏しい食品安全に関する情報への対応強化

4.消費者庁の体制基盤の整備等

- ① セキュリティ強化や働き方改革等に資する情報システムの整備
- ② 公文書管理体制の強化
- ③ 働き方改革による効率的・効果的な業務執行体制の確立

5. 消費者庁の予算・定員

2017年度(平成29年度)予算
121.7億円(一般会計) ※

1. 一般行政経費(44.0億円)
 - － 人件費(29.9億円)
 - － 物件費(14.1億円)
 2. 政策経費(77.7億円)
 - － 庁内各課の政策費等(15.4億円)
 - － 地方公共団体向け財政措置(30.0億円)
※その他復興特別会計で4.8億円を計上
 - － 国民生活センター運営費交付金(32.3億円)
- ※ うち：消費者行政新未来創造オフィス関係予算(5.5億円)



2018年度(平成30年度)予算
119.3億円(一般会計) ※

1. 一般行政経費(45.6億円)
 - － 人件費(31.3億円)
 - － 物件費(14.3億円)
 2. 政策経費(73.8億円)
 - － 庁内各課の政策費等(16.9億円)
 - － 地方公共団体向け財政措置(24.0億円)
※その他復興特別会計で4.8億円を計上
 - － 国民生活センター運営費交付金(32.9億円)
- ※ うち：消費者行政新未来創造オフィス関係予算(3.9億円)

2017年度(平成29年度)補正予算
12.0億円(一般会計)

- 地方消費者行政推進事業 12.0億円

地方消費者行政支援に係る予算

地方消費者行政強化交付金
(2018年度(平成30年度)予算：24.0億円)

- ◇ 地方消費者行政強化事業
国として解決すべき課題に消費者行政の現場である地方で適切に対応するための取組を支援
- ◇ 地方消費者行政推進事業
(平成21年度～29年度：540億円) ※
消費者行政の「現場」である地方公共団体が行う消費者の安全・安心確保に向けた取組を強力かつ安定的に支援
※ 平成29年度補正予算を含む

消費者庁定員の推移

- 消費者庁の平成30年度末の定員は、346人※
- ※ 平成30年度は14人の定員を新規増員(合理化減▲2人)

